

# 青森県報

第八十四号

令和元年  
十一月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(建築住宅課) ……一

### 告示

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障害福祉課) ……一

### 公告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一  
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……二  
○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三  
○右 同……………(同) ……四  
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院局) ……四  
○公営企業……………(管理課) ……四

## 規則

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十七号

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和元年十月青森県条例第二十二号)の施行期日は、令和元年十一月十六日とする。

## 告示

### 青森県告示第四百二十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
医療法人清照会 湊病院	八戸市大字新井田字松山下野 場七の一五	令和元・二・五	令和二・三・三

## 公告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町一七二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 遠藤 経雄	第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 長津 克司	令和 元・六・三六
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦 紘一	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦 紘一	変更なし	
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 赤尾 主哉	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 貞方 宏司	令和 元・五・一

四 届出年月日

令和元年十月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和元年十一月十五日から令和二年三月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年三月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 M U Lプロパティ株式会社

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二二の二四

代表取締役 葛西悦敏

2 株式会社コムネット

宮城県東松島市矢本字北浦九七の二

代表取締役 志摩恵章

三 弘前市の意見の概要

1 夜間に発生する騒音ごとの予測結果においては、周辺に与える影響は過大なものではないと考えられるが、基準値を超過している地点があるため、騒音対策として挙げている「夜間のバックブザーの停止」を徹底するとともに、届出書に記載している具体的な騒音対策についても順守すること。

2 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情が寄せられた場合には、誠意をもって対応し、苦情を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

3 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。

4 警察署と連携し、店舗および店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の防犯対策に努めるとともに、従業員の防犯教育にも努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年十一月十五日から同年十二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、つがる都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりつがる都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

つがる都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号つがる鱈ヶ沢

線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域  
なし

2 追加される土地の区域

つがる市柏稲盛岡本、柏稲盛雲雀野、柏上古川八重崎、柏玉水岸田、柏広須野宮、柏広須照日、柏広須増田、柏広須宮井、柏広須房松、柏広須桜野、森田町上相野吉見、森田町上相野柁木、森田町下相野野田、森田町下相野吉田、森田町大館筒井、木造宮崎、木造柴田茂野、木造柴田笠ノ前、木造柴田篠塚、木造菊川八橋、木造菊川平岡、木造福原栄川、木造福原幼羅木、木造下福原上唐丹、木造下福原花錦、木造三ツ館玉川、木造三ツ館喜晴、木造三ツ館富山、木造三ツ館信田、木造越水長田、木造越水稲村、木造越水屏風山及び木造越水長谷川の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課及びつがる市建設部建築住宅課

四 縦覧期間

令和元年十一月九日から同月二十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画（二・五・一号つがる鱒ヶ沢線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域  
なし

2 追加される土地の区域

鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野、字新沢、字外馬屋前田、字兼草、大字南浮田町字早田、字金沢街道ノ沢、字美ノ捨及び大字舞戸町字鳴戸の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課及び鱒ヶ沢町建設課

四 縦覧期間

令和元年十一月十五日から同月二十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十一月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十二万リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年十月二十八日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

六 落札金額

青森市原別八丁目七の一

七 落札者を決定した手続

一リットル 六十六円三十三銭

八 入札の公告を行った日

平成三十一年二月十五日

したものである。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

平成三十一年二月十五日

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭